別表第二の八十一の項中

高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	内閣総理大臣	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の八十二の項中

後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

後期高齢者医療広域連合	内閣総理大臣	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の八十四の項中

共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

共済組合等	内閣総理大臣	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の八十六の項中

厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣又は日本年金機構	内閣総理大臣	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の八十七の項中

都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

を

都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	内閣総理大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の八十八の項の次に次のように加える。

八十八の二　都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

別表第二の八十九の項中

市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	内閣総理大臣	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の九十の項中

市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

を

市町村長	内閣総理大臣	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の九十一の項中

共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

共済組合等	内閣総理大臣	年金給務省令	公的給付係情報めるも